刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

刑法 (明治四十年法律第四十五号)

十年以下とする。 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	つ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等五 第百七十六条から第百七十九条まで(強制わいせー〜四 (略) 犯した日本国民に適用する。第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を(国民の国外犯)	改正案
五年以下とする。 (略) (電婚)の罪 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	つ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪)、五 第百七十六条から第百七十九条まで(強制わいせー〜四 (略) (国民の国外犯)(国民の国外犯)	現行

第 月 +以 上二十 禁 年 以は、 下 غ す 期 る 及 び 有 期 ۲ ŕ 有 期 禁 錮 は

2 $\overline{}$ 略

第 + 有 兀 期 条 の 懲 死 刑 役 及 又 び は 禁 無 錮 期 の の 加 懲 減 役 の 若 限 U 度 < は 禁 錮 を 減 軽

を + す

期

の

懲

役

又

は

禁

錮

لح

す

る

場

合

に

お

11

て

は

そ

の

長

期 て

第

2 百へい年 てに有 は ま期 の年 で りいせつ)月未満に 懲 役 又 ることが、 に 下 げ ることが で を き加 重 こ す できる。 á れ 場 を 合 減 軽に お す る しし 場 て 合 は \equiv に $\overline{+}$ お

強 制

第

下を な 用 の 七 姦於行 懲い 為 役 六わ て をにわ条 に処する。 し た 十 三 -つ な 歳 者 ŧ 十三歳を 行 以 同 様とす 未 し 男 満た女 の 者に は 対 `し 男 ŕ 女 に 六 対 月 暴 以行 上又 +は わ い年層 せ以迫

強

第 百 を る。 処 姦が七 す 淫汁し七 る。 条 た 者 + は暴 Ξ 行 歳 未強又 姦は 満 のの脅 罪迫 女 子 とを を し用いい 姦 ١J 三て年十 淫 U 以三 た 上 歳 者 の以 も 有 上 同期の 様 懲 女 と役子

L١ 強 姦

第 百 神八制 を条わ 行 為 喪 失人せ を し ひ心神喪る及び準が た で、若しくはない神喪失若しく 者 は 第 百 七十 抗く担は 六 不 抗 . 条 能 拒 の に不 例 さ能 に せに よる。 て、 乗 Ů わ

2 の せ 心 神 若し 喪 失 若 < は L < 抗 拒 は 不 抗 能 拒 不 に 能 さ せ に T 乗 じ 姦 淫 又 は た 心 者 神

第 十 三 月 以 上条錮 $\overline{+}$ 五 年 錮 以 は 下 لح 無 す 期 ر چ 及 び 有 期 لح し 有 期 禁 錮 は

2 有へ 略

期 の 懲 役 及 び 禁 錮 の 加 減 の 限 度

新 設

+ に 兀 制お + 条 て六わい年 に 有 こは一月未満に下ばにま で上げること ま期 の 上 懲 役 る又 こと禁 げることが が錮 で を ₹ , 加 重 す で れ る さる。 場 を 減 合 軽に すお る しし 場て

強 せつ)

第

下を百へ合は \sim \supset 強なの 用 七 い 十 姦於行 懲 為 役 をにわ条りて でした者も、同様とに処する。十三歳もわいせつな行為をよ 十三歳以-同様とする。 上 をの 未 し男 満 た女 の 者に は 対 `し 男 女 し に に 六 ` 対 月 暴 以行 上又 わ七 は い年脅 せ以迫

第 すにを百 る処 姦が七。す 淫が十 し七た条 る 者 + 三歳 は 暴行 未強又満姦は のの脅 女 罪迫 子 - を し、 ・ とを を 姦 淫 て 年 十 U た以三 上歳 者 の以 も 有 上 期 の 同 様 懲 女 と 役 子

準 強 11 つ及 び 準 強 姦

第 よい又百へ は七 せ っ 心十 神八制 な を条わ 行 為 喪 失人せつ を し せ心 神 又 喪 若 は 失若 Ū 姦 < 淫 は し b < 抗 た 者 拒 は は 不 抗 能拒 に不 前 さ 能 条 せ に て、 乗 じ、 例 にわ

る。

3 2 | 第 第 2 第 第 第 五百へ処年九殺す 百~罪 することができなびこれらの罪の未 百 百 傷項 四 百 ば、 者 て (未遂罪) て女子を %させた者は、(の罪又はこれ する。 強 又はこ 親 は 犯 前 七十九条 れ 罰する。 年 第 七 第 第 八 八 八十 条 -以上の <u>〔</u> 制 以十上九 5 + 百七十八条の二の罪又はその未遂罪を犯 百七十七 百 寸 U 項 前 たの の わいせつ等致死傷)これらの罪の未遂罪. 七十七条又は 無期又は五年以上の懲役に処する。 又はこれらの罪の未遂罪を犯し、 八 強 条 条 罪 条 規定 の 死 第百七十六条 姦 条 の 懲 役 の 二 例に 傷 の未遂罪を犯 第 有 等 期 させ は、 百 条若しくは 第百七十六条若 人 第 無期又は三年以上の懲役に処する。 を殺 よる に処する。 懲 百 七 二人以 ιį 役に た 遂 + 七 二人以 した 者 +前 罪 六 処 若しく ĺ 六 条 は条 でする。 者 上 第百七十八条第二項の罪 上 か 条 第 し、よって女子を死 については、 は の の 5 か 無期又は六年以上 告 しくは 者 訴 第 頂 者 は第百七十 5 が百 死 が 前 が の 現 罪 刑 な七 条 現 けれ八 第百 ま 場 又 場 を は で に に 犯 適用しない。 よって人を 七十八条第 お 、 条 ま 八条第 ば の お 無 し 罪 期 しし 公 た ١J 傷 さ せ 若し ŕ 訴 で ۲ の τ τ の 共 懲 共 をの ㅎ 未 よっ 同 < 提 罪 項 は 役 又 同 遂 たは に 起及 のし は は 死 し 第百八十月 第 第 2 第 百 三百个年九級 上を百の犯八 適て強用犯前 新 百へ 新 新 七未十遂 殺 設 設 設 F以上の懲パ れれ条 懲役 し、 + 制し し項 わな たの ば条罪 九条 罪 条 第百七-2いせつ等致死 に処 第規百定 公 訴 第 よって人を死 でする。 を提し 役 七は十、 前 七 に処する。 を殺し 二人 条 $\overline{+}$ 七十六条から 起 六条 死 の 六条 することができな 罪 た 傷さ か 以 の 者 5 上 か 未 ら前 せた者は、 前 の は 遂 条 者 は 第 条 が ま 死 ま で 百 現 刑 で 罰 七 場 又 の ιį す は + に 罪 の 無 ź 期 にお 九 罪 期 又 条 つい は 若 は ま l١ τ L で て 共 告 は同 < 年 の 訴 以 罪 は が

百傷

第

又は 万 円 の 以 身体 下 の を 罰 傷 金 害 に した者は 処する。 + 五 年 以 下 の 懲

傷 害 致 五 死十

第 百 五 以条 上 致の身 有 体 期 を 傷 役 に し、よって人 処する。 を 死 亡 さ せ た 者 は

危 危 三 険 年 運 転 死 傷

第 走進そ よな つ 百 運 行の 人 を て さを進 転 八 せ制行死 が条 御を亡人困のす制さを難二 く人を死傷させた者は大手な状態で四** サルコー アルコー い難 上十上は なの五高有年 の 薬 自 物 輪速期以動の 以度懲下車影上で役のを響 で、 に懲 走 自動するのでは、 をの L 常 第

2

行

よす

せ

た者も、

同

様とす の

る。 る。

で

四

強 死

第

年百 以 上 四 +の条 の懲役強が 処 が し ` Ū, 死 を 亡させたときは 死 は 刑 無 又 期 は又 無は

処する。

四害

第 は $\overline{+}$ 条 円 人 以 の 下 身 体 の 罰 を 金 傷 若しく 害 U た者 は 科料 ば、 に処する。 以 下 の 懲

役

致 死 万

第

二百 危 二 百 険 年 五 以条 上 身 体 を に し、よって人を 処 だする。 死 亡させ た 者 は

危

二百 行行の人 よな る運行で転八 を さを 進 せ制行死 御を亡 が条運 よすっる 制さ人困の転 三致の る 御せを難 τ 傷しが年た 四 Ι さな困以者 輪 せた者も、 い難上は以又 でなの十上は四高有年の薬 輪速期以自物 以度懲と 下 動 の 同 で役の車、に懲を 様とす に懲 の し、せ、 をの 正 走進そ 常

2

強 盗 傷

第 = 年百 役以四 上十 に の条死 処する。 懲 強 役 に盗 処 が し ` U 人 を 死 亡させたときは 負 傷させ た ح ㅎ は 死 刑 無 又 期 は又 無は

第 三 ニーにニ・ニ		
は十年 は十年 は十年 にその証人を存用するについては十五年 にその証人を在席させ、映像と音声の送受信による方法によつて、尋問することができる。 い十一条、第二百二十五条(おいせつ又は結婚の がに係る部分に限る。以下この号において同じ。 がに係る部分に限る。以下この号において同じ。 がに係る部分に限る。以下この号において同じ。 は第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。)若し した者を幇助する目的に係る部分に限る。)若し にその証人を在席させ、映像と音声の送受信による で、第二百二十七条第一項(第二百二十五条の罪を がに係る部分に限る。以下この号において同じ。 が第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。)若し は第三項(おいせつの目的に係る部分に限る。)若し で、第二百二十七条第一項(第二百二十五条の罪を が第二百二十七条第一項(第二百二十五条の罪を が第二百二十七条第一項(第二百二十五条の罪を が第二百二十七条第一項(第二百二十五条の罪の は第三項(わいせつの目的に係る部分に限る。)若し は第三項(的いせつの目的に係る部分に限る。)若し は第三項(的いでは二十五年 とができる。	する場合において、相当と七条の四 裁判所は、次に	改正案
する場所の 一十五年 においては十五年 においては十五年 においては十五年 においては十五年 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ときは、検	
	第 百	
新ニーてニ・ニ 設 完百・・罪く第た第に十) 無死成五 三のは三者二係一刑 期刑す十(被第項を百る条法 のにる条略(書二(幇質部、第	百五十七条の	
新設) 新設) 新設) 新設) 一 一 刑法第百七十六条 に係る部分に限る。 に係る部分に限る。 に係る部分に限る。 に所るの間 にのでででででででででででででででででででででででである。 にのででででである。 にのでででででいる。 にのででででいる。 にのででででいる。 にのででででいる。 にのででででいる。 にのででででいる。 にのでででいる。 にのででででいる。 にのででででいる。 にのででででいる。 にのででででいる。 にのででででいる。 にのででででいる。 にのでででいる。 にのででいる。 にのでででいる。 にのでででいる。 にのでででいる。 にのでででいる。 にのでででいる。 にのでででいる。 にのでででいる。 にのででいるでいる。 にのででいるででいる。 にのででいるでいるでいるでいるでい。 にのででいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいる	十 七	現
新設) 新設) 新設) 新設) 一 刑法第百七十六条 に係る部分に限る。 に所述事者 に所述事者 にの被害者 にの被害者 にのである。 にのでのでのでのでのである。 にのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	十七条の四(現行

拘留又は科料に	拘留又は科料に
る罪については三年	る罪については三年
五 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金にあた	六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当た
は五年	は五年
四 長期十年未満の懲役又は禁錮にあたる罪について	五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪について
は七年	ては七年
三 長期十年以上の懲役又は禁錮にあたる罪について	四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪につい

2 第 七一者る。又動三へ 八~~ し 略十く刑六 一次の各号に掲げる罪に当たる 一次の各号に掲げる罪に当たる が当該各号に定める刑に処する。 、当該各号に定める刑に処する。 、当該各号に定める刑に処する。 、当該各号に掲げる罪に当 がの組織により行われたときは がの組織により行われたときは がの組織により行われたときは がの組織により行われたときは がのは続により行われたときは がのは続いる が当該団体に帰 め下こ団 改 正 処する。 案 は当帰でる 罪 そるすっ為 死 刑 の行るてが 又 罪為も ををのそ団 は 無 犯実をの体 期 し行い効の たすう果活 若 2 第 三へ条組 へ う し 七一~ 略十く刑六 織 五は法 (的 五第一年百略 同な (殺人等) 略上十 の九 懲 条 現 役 🦳 殺 行 の 罪 死 刑 又 は 無 期

組

織的な犯罪の処罰

及び

犯

罪

収益

の規

制

等

に

関

する

法律

平 成

+

年

法

律第百三十六号)

暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)

(略)	ノ懲役ニ処ス懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下	- 五年以	(ノ三)常習トシテ刑法第二百四条、第二百(略)	タル者ハー年以上十五年以下ノ懲役ニ処ス第一条ノニ 銃砲又八刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シ	改正案
(略)	役二処スニ処シ其ノ他ノ場合ニ在	キハー年以上十年以下六十一条ノ罪ヲ犯シタ	トシテ刑法第二百四条、第二	タル者ハー年以上十年以下ノ懲役ニ処ス第一条ノニ 銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シ	現行

刑事確定訴訟記録法 (昭和六十二年法律第六十四号)

	二十年を超える有期の懲役又 三十年 一	引表(第二条関係) 改正案
一個に処する裁判に係るもの 一個に処する裁判に係るもの 一番細に処する裁判に係るもの 一番細に処する裁判に係るもの 一番細に処する裁判に係るもの 一番側に処する裁判に係るもの 一番側に処する裁判に係るもの 一番側に処する裁判に係るもの 一番側に処する裁判に係るもの 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一	(禁錮に処する裁判に係るもの) (禁錮に処する裁判により終結した) (被告事件の保管記録) の 区 分 保管期間 の の 区 分 保管期間	引表(第二条関係) 現 行

国際受刑者移送法 (平成十四年法律第六十六号)

(共助刑の期間) (共助刑の期間) (共助刑の期間) (共助刑の期間) (共助刑の期間) (共助刑の期間) (共助刑の期間) (共助刑の期間) (共助刑の期間) (共助刑の期間は、次の各号に掲げる受入移送第十七条 共助刑の期間は、次の各号に掲げる受入移送第十七条 共助刑の執行が開始された日の方式を超過する日までの日数を超えないときに共助刑に係るときは、それらのすべて)の言渡の規定の適用に係るといるの表に表すると表に表すると表に表すると表すると表すると表すると表すると表すると表すると表すると表すると表すると	改正案
(共助刑の期間) 第十七条 (同上) ((共助刑の期間) (共助刑の期間)	現